

令和4年度

県産木材製品の新商品開発・県外販路拡大対策事業

公募要領

令和4年5月

島根県農林水産部林業課木材振興室

令和4年度県産木材製品の新商品開発・県外販路拡大対策事業公募要領

1. 事業概要

(1) 事業の目的

円滑な木材流通の出口対策を強化するため、高い商品力を持った県産木材製品の新商品を開発・投入するとともに、県外での需要を強く喚起する取組の実施によって、激化する他県との販売競争を勝ち抜き、県外販路のさらなる拡大を図ることを目的としています

(2) 事業の内容

県内で県産木材を製材する製材業者等が、新商品として県外への出荷を始める新商品を開発するための経費の一部を支援します（表－1）。

表－1 事業内容および補助率

事業種目	事業内容及び対象経費	事業実施主体	補助率
新商品開発	高品質・高付加価値県産木材製品の新商品開発及び試験出荷に必要な経費（別表1－1に掲げる経費）	県内製材業者等	1/2 以内 （上限 250 万円）

本事業は、「販売競争を勝ち抜く商品力を持った新商品の開発」と「県外販路の開拓」を支援する取組であると同時に、農林水産基本計画の重点推進事項「製材用原木の需要拡大」及び「高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大」（製材用原木消費量アップ及び販売額アップ）に資する取組を対象とします。

（参考）高品質・高付加価値製品とは（農林水産基本計画より抜粋）

高品質製品とは、JAS法や建築基準法による大臣認定等により強度や乾燥などの性能が明確なもの、高付加価値製品とは実加工などの仕上げ加工、柱や板といった一次加工済み製材品の貼り合わせや、防腐処理などの高次加工を施すことで販売単価を高めたものを指します。

(3) 補助対象条件等

本事業の補助対象とする新商品とは、県内で県産木材を製材する製材業者等が、新商品として、県外への出荷を始める県産木材製材品とします。なお、現在開発途中の商品も補助対象に含めます。

① 補助事業者

補助を受ける者が木材製品県外出荷しまね事業体連合（以下「事業体連合」という。）に未加入の場合は、速やかに事業体連合に加入するものとします。また、補助を受ける者は、県が行う県産木材製品の販売促進事業に協力することとし、販売促進活動に必要な新商品に関する情報を提供してください。

② 本事業が対象とする「製材品」について

事業の対象とする商品は、県産木材製材品です。

なお、「製材品」とは、主に「建築用材」、「家具建具用材」（家具等に使用する部材開発を含む）のことを示します。

（本事業の対象とする製材品の例）

- 強度や乾燥など性能を明確にした高品質製品
- 実加工・仕上げ加工等による高付加価値製品
- 材料の選別等により差別化した高付加価値製品
- 製材品の貼り合わせや防腐処理等による高次加工製品
- 家具建具等用材（部材）として開発する製品

（本事業の対象としない製品）

- × 建具、家具、木工品、外構品、組立製品など木製品
- × 土木用資材

③ 本事業が対象とする「新商品」について

本事業の対象とする新商品とは、新たに開発する製品のことを示します。なお、現在開発中の商品も対象に含めます。（実施要領第2）

各製材所等がこれまで商品化したことのない、新商品の開発であることを明らかにするため、事業計画書に下記の事項を明記して下さい。

- ① 新商品の名称、説明、特徴
- ② 新商品の開発に向けたこれまでの取組状況
- ③ 課題、本事業で新たに取る組む事項
- ④ 解決する必要がある技術的な課題と具体的な対応策
- ⑤ 新商品の作成手段・体制等
- ⑥ 試験出荷
- ⑦ 販売戦略

④ 新商品の販売先について

本事業の対象とする新商品は具体的な県外販売予定先があることを条件とします。

⑤ その他

より多くの事業者が新商品開発に取り組めるよう、原則として新商品開発は1事業主体あたり1品までとします。

また、応募状況によっては、採択する場合でも予算を減額する場合があります。

2. 申請手続き等

(1) 応募〆切

令和4年6月10日（金）17:00まで（必着）

(2) 提出書類

別添「県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業計画書（別記様式1および別記様式3）」

(3) 提出先

書類は隠岐支庁または各農林水産振興センター、各農林水産振興センター地域事務所の各林業部へ提出してください。

お問い合わせ先・申し込み先	担当地域
東部農林水産振興センター林業部松江地域林業普及課 TEL 0852-32-5667	松江市、安来市
東部農林水産振興センター雲南事務所林業部林業普及第二課 TEL 0854-42-9555	雲南市、奥出雲町、飯南町
東部農林水産振興センター出雲事務所林業部林業普及第二課 TEL 0853-30-5551	出雲市
西部農林水産振興センター林業部浜田地域林業普及課 TEL 0855-29-5613	浜田市、江津市
西部農林水産振興センター県央事務所林業部林業普及第二課 TEL 0855-72-9563	大田市、川本町、美郷町 邑南町
西部農林水産振興センター益田事務所林業部林業普及第二課 TEL 0856-31-9583	益田市、津和野町、吉賀町
隠岐支庁農林水産局林業部林業振興・普及第二課 TEL 08512-2-9647	隠岐の島町、海士町 西ノ島町、知夫村

(4) 審査

審査の主なポイントは以下のとおりです。

- ・県内の木材製品の出荷額や出荷量の増加に繋がる商品開発か
- ・提案者の強みやオリジナル性が活かされた商品開発か
- ・他製材所等との連携やグループ化による商品開発か

(5) 事業スケジュール

令和4年6月10日（金）まで 提案募集

6月中旬 審査・採択通知

6月下旬 交付申請

交付決定（これ以降で事業着手が可能）

令和5年3月17日まで 事業期間

書類の提出方法や必要な書類は別添フロー図をご確認下さい。

3. 事業実施にあたっての留意点

(1) 事業着手

事業に着手できるのは原則として交付決定後です。

(2) 事業対象経費および書類の保管等について

本事業の対象経費は表-2のとおりです。

また、本事業に要した経費について、支出証拠書類（見積書、発注書又は契約書、納品書、請求書、銀行振込明細書又は領収書）を整理保管してください。

また、経費区分によって必要となる書類があるので表-2を確認し適切に整理してください。

関係書類は、実績報告書に写しを添付して提出してください。

表-2 事業対象経費および整理が必要な書類

経費区分	内 容	整理が必要な書類(個別)
原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費 ※ただし、自社製品を扱う場合は原価とする	
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用に要する経費	仕様書、カタログ、設計書、写真
機械器具費	機械や器具・工具の購入、試作、改良、据付け、借用に要する経費	
外注加工費	外注加工に要する経費	
技術指導受入れ費	技術指導の受入れに要する経費	依頼状、委嘱状、謝金規定（単価の根拠）、指導記録、出役簿
市場調査費	消耗品、印刷費、郵送費、謝金、会議費、調査旅費に要する経費	謝金規定（単価の根拠）、指導記録、会議記録
直接人件費	商品開発、市場調査に関与する者の直接作業時間に対するもので、本事業による新商品開発のための新たな雇用を行う場合に限る	雇用契約書、出勤簿
委託費	商品開発、市場調査の委託に要する経費	
試験出荷経費	本事業により新たに開発した商品のサンプル作成費、カタログ作成費、初回の出荷の運搬・運送費、旅費に要する経費	仕様書
その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費	

(3) その他留意事項

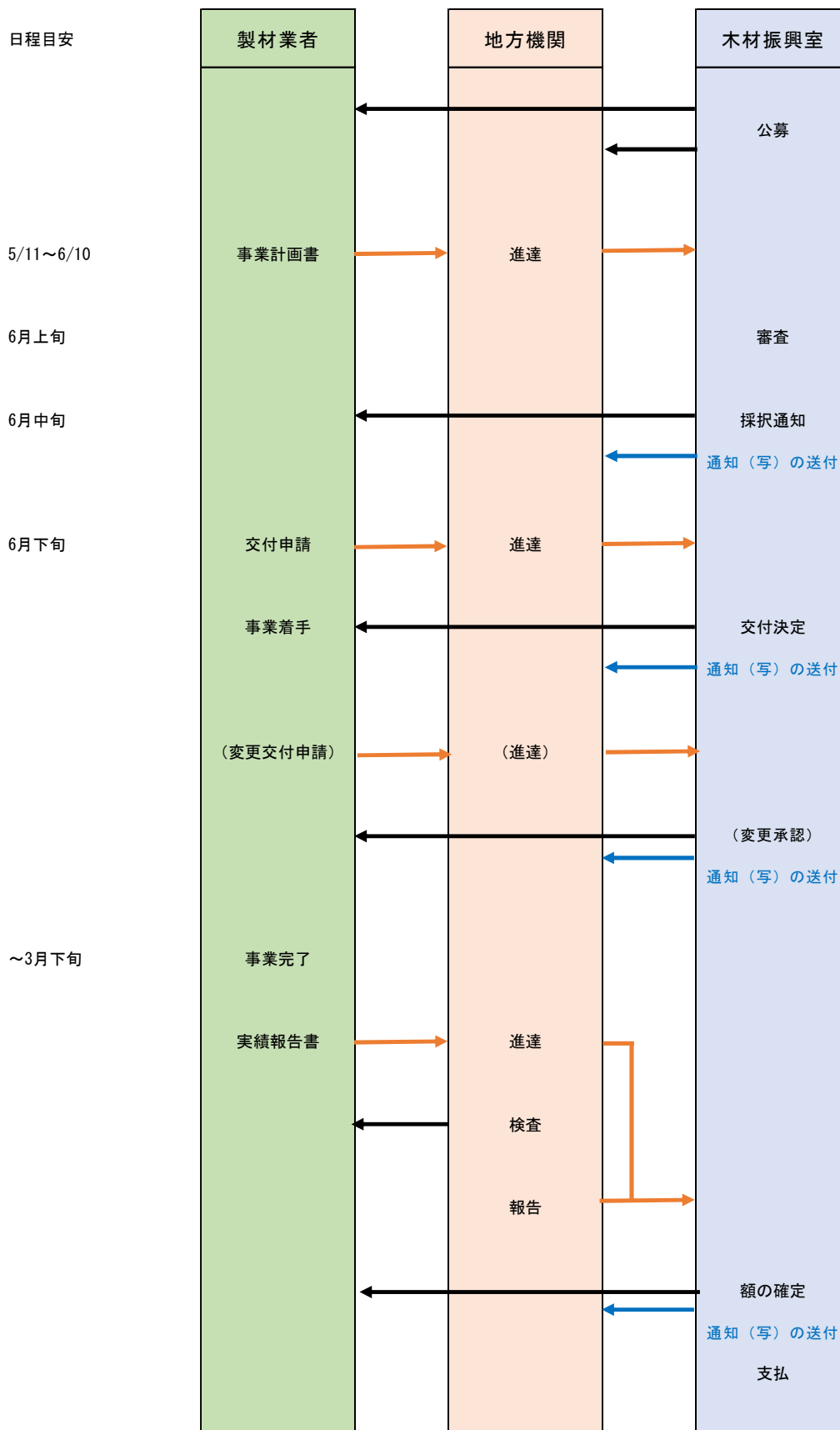
- ・機械器具の購入は原則として10万円以下の物品に限ります。
- ・10万円/件以上の支出（原材料、委託、借用等）になると想定される場合は、2社以上から見積もりを徴してください。（複数社からの見積をとることができない場合はその理由を記載した書類を作成し、保管してください）
- ・事業対象経費は交付決定日以降で発注され、対象期間内に支払いが完了する経費です。

4. 補助金の支払いについて

補助金は事業完了後に県が実施する完了検査の後に、事業実施主体へ支払います。

このため、事業実施主体は補助金額に相当する資金を確保する必要があります。

R4新商品開発事業事務フロー図



別記様式 1

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事
様

住所
事業実施主体名
代表者の職氏名

県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業計画書

このことについて、県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業実施要領第 3 の規定に基づき提出します。

記

1 事業計画書 別紙のとおり

※別記様式 3 を添付のこと

別記様式 3

県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業 計画書

1 取組目標（成果）

① 新商品の名称・説明・特徴

② 新品開発に向けたこれまでの取組状況

③ 課題、本事業により新たに取り組む事項

④ 解決する必要がある技術的な課題と具体的な対応策

※どのような市場の要求に対し、どのような商品を開発し、どこへ販売していく計画であるかを記載すること。

2 達成方法

① 新商品の製作手段・体制等

② 試験出荷

③ 販売戦略

※どのように新商品の試作品を製作するのか、製作の手段や体制等を記載すること。

※試験出荷の出荷量、出荷先（都道府県）を記載すること。

3 経費内訳及び積算根拠

	経費区分	事業費 (円)	補助金 (円)	積算根拠
事業種目				
合計				

※積算根拠は、対象経費毎に積算し記載すること。